

令和6年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

令和6年2月8日 開会

令和6年2月8日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和6年2月8日（木曜日）午後3時1分開議

- 日程第1 議席の指定（新議員）
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 提案理由の概要説明
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件
- 日程第8 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
- 日程第9 議案第3号 令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件
- 日程第10 議案第4号 令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件
- 日程第11 議案第5号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
- 日程第12 議案第6号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程第13 閉会中調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	佐藤哲治	2番	安井和則
3番	小野正伸	5番	小松穂積
6番	佐藤一夫	8番	湊貴信

9番	小林	悟	10番	古谷	武美
11番	堀部	壽	12番	宮崎	信一
13番	黒沢	龍己	14番	小笠原	憲昭
15番	伊藤	秀明	16番	佐々木	文明
17番	田川	政幸	18番	堀内	満也
19番	渡邊	彦兵衛	20番	畠山	菊夫
22番	高橋	浩人	23番	森元	淑雄
24番	阿部	養助	25番	佐々木	修

欠席議員（3名）

4番	武田	晋	7番	関	厚
21番	齋藤	多聞			

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積	志	副広域連合長	鈴木	雄大
事務局長	嵯峨	之博	事務局次長 兼会計管理者	本戸	幸治
総務課長 兼会計室長	石井	中	業務課長	米谷	裕二

議会担当職員出席者

議会書記	後藤	克司	議会書記	佐々木	励二
------	----	----	------	-----	----

午後3時1分 開会

○議長（黒沢龍己） ただいまの出席議員は22名です。定足数に達していますので、これから令和6年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長（黒沢龍己） 議事に先立ちまして、令和5年10月定例会後の議員の異動について、ご報告申し上げます。

3市の議会において、広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員をご紹介します。選挙実施年月日順にお名前を申し上げますので、自席にて、ご起立くださるようお願いいたします。

大仙市議会議長の古谷武美議員、湯沢市長の佐藤一夫議員、横手市議会議長の小野正伸議員、以上3名が、広域連合議会議員として当選されました。よろしくお願いたします。

また、本日開催されました議会運営委員会において、委員長に、にかほ市議会議長の宮崎信一議員、副委員長に、羽後町議会議長の阿部養助議員が就任されましたので、ご報告いたします。

日程第1 議席の指定（新議員）

○議長（黒沢龍己） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、小野正伸議員は3番、佐藤一夫議員は6番、古谷武美議員は10番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（黒沢龍己） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、湊貴信議員、堀部壽議員の2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（黒沢龍己） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（黒沢龍己） 日程第4、諸般の報告を行います。
報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第5 提案理由の概要説明

○議長（黒沢龍己） 日程第5、提案理由の概要説明を行います。

議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件から、議案第6号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 令和6年2月広域連合議会定例会の開会にあたり、今議会提出の条例案、予算案について概略を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

はじめに、保険料率の改定についてであります。今年度は、令和6年度および7年度の保険料率の改定年度であり、算定に当たっては、国が示した諸係数を勘案し、被保険者数や医療費等の動向を見極めながら、改定作業を進めてまいりました。現在、団塊の世代の方々が、後期高齢者となる年齢に到達してきており、被保険者数は当面、増加の見込みであるとともに、一人当たり医療費についても増加の傾向にあり、先般の診療報酬のマイナス改定を加味しても医療費の総額は増加するものと見込んでおります。さらに、現役世代の負担軽減のため、後期高齢者負担率が引き上げられたことや、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための、健康保険法等の一部改正に伴い、出産育児一時金費用の一部を後期高齢者医療制度からも

支援する仕組みとなり、その負担分についても保険料に加わる形となっております。このような状況を踏まえ、令和6年度および7年度の保険料必要額を算定したところでありますが、保険料の増加を抑制するための財源である剰余金の活用も行ったものの、保険料率については引き上げを行わざるを得ない状況であることから、今定例会に関係条例の一部改正案を提案したものであります。制度の安定的な運営のため、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、令和6年度における高齢者保健事業の取組についてであります。はじめに、第3期保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画についてであります。今年度策定の同計画に基づき、令和6年度から、第3期保健事業を実施してまいります。その中心的な事業となる、高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施事業については、令和6年度、新たに1町を加え、24市町村に委託し実施してまいります。なお、未実施の1町についても、早急に実施できるよう支援を続けてまいります。健康診査事業については、令和5年度に歯科健康診査事業を含め、県内全市町村での実施となりました。今後は、できるだけ多くの被保険者の方に受診していただけるよう、市町村への健診費用の補助のみならず、AIを活用した受診勧奨通知等を、今年度に引き続き実施することなどにより、被保険者の健診受診率向上を図り、データヘルス計画の目標達成を目指してまいります。低栄養防止・重症化予防等推進事業については、今年度と同様に、糖尿病性腎症重症化予防事業として、プログラムの対象者に対し、医療機関への受診勧奨および保健指導を実施してまいります。また、本県の課題であります、高血圧や服薬に問題のある方に対しては、医療機関の受診を促す、高血圧症重症化予防事業や、薬局への相談を促す、適正服薬相談事業を引き続き実施してまいります。医療費等データ分析事業については、データの蓄積、比較および分析を継続的に行い、県全体ならびに市町村ごとの現状や課題の洗い出しを行ってまいります。これにより、保健事業の見直しや新規事業の立案につなげ、現状に則した効率的・効果的な保健事業を実施するとともに、市町村へのデータ提供により、各市町村の取組の支援を行ってまいります。最後に、メディア広報事業であります。令和6年度も引き続き、テレビCMやポスターを活用した広報活動を実施し、被保険者等の健診受診行動への意識付けを行うことにより、健診受診率の向上を図ってまいります。保健事業については、今後も引き続き県や市町村など、関係機関との連携のもと、充実を図ってまいります。

さて、今議会には、条例案2件、令和5年度補正予算案2件、令和6年度当初予算案2件、以上の6件を提案いたしております。

はじめに、議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件についてであります。これは、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する必要があるため、改正しようとするものであります。

次に、議案第2号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改

正する件についてであります。これは、令和6年度および7年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、賦課限度額を改めるため、改正しようとするものであります。

次に、議案第3号、令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、一般会計の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、前年度決算の剰余金の精算に伴う、共通経費負担金と繰越金との財源振替、および事業費の決算見込みに伴い、歳入歳出予算の均衡を図るために行うものであります。また、債務負担行為として、9件を設定するものであります。

次に、議案第4号、令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。今回の補正は、共通経費充当事業の決算見込みに伴うもののほか、療養給付費等の実績確定に伴う国・県等への返還金、保健事業費等の財源振替、令和5年度に繰り越した剰余金の、財政調整基金への積立金などを計上したものであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ25億4,390万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,541億8,856万6千円とするものであります。また、債務負担行為として、12件を設定するものであります。

次に、議案第5号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億5,853万3千円とするものであります。歳入の主な内容につきましては、1款、分担金及び負担金は、市町村負担金として7億5,568万9千円、3款、諸収入は、事務局職員の宿舍使用料負担金等として、284万3千円を計上しております。歳入につきましては、以上であります。

続いて、歳出の主な内容につきましては、1款、議会費は、議員報酬および議会開催経費等として96万8千円、2款、総務費は、事務局職員の人件費をはじめとする、事務局経費等の総務管理費として1億9,090万2千円、3款、民生費は、秋田県国民健康保険団体連合会への負担金や業務委託経費、標準システム関連経費など、特別会計において市町村共通経費を財源に行う事業に充てる繰出金として5億6,366万3千円、4款、予備費は、前年度と同額の300万円を計上しております。歳出につきましては、以上であります。また、債務負担行為として、1件を設定するものであります。

次に、議案第6号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,532億5,385万6千円とするものであります。また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を100億円とするものであります。併せて、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものとして、保険給付費内での各項の間の流用を可能とするものであります。歳入の主な内容につきましては、1款、市町村支出金は、市町村負担金として267億305万8千円、2款、国庫支出金は535億6,203万3千円、3

款、県支出金は129億1,479万3千円、4款、支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金として581億3,512万2千円、5款、特別高額医療費共同事業交付金は4,743万6千円、6款、繰入金は、一般会計からの繰入金として5億6,366万3千円、基金繰入金として12億1,608万円、9款、諸収入は1億1,166万8千円を計上しております。歳入につきましては、以上であります。続いて、歳出の主な内容につきましては、1款、総務費は、秋田県国民健康保険団体連合会への業務委託経費等の負担金や、四期標準システム更改作業に係る経費等として6億4,970万8千円、2款、保険給付費は、療養諸費、高額療養諸費およびその他医療給付費として1,517億6,423万7千円、4款、特別高額医療費共同事業拠出金は8,860万2千円、5款、保健事業費は7億2,639万2千円、6款、公債費は184万8千円、7款、諸支出金は2,006万8千円、8款、予備費は300万円を計上しております。歳出につきましては、以上であります。

以上、概略をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定をたまわりますよう、お願い申し上げます。

日程第6 一般質問

○議長（黒沢龍己） 日程第6、一般質問を行います。通告がございませんので、以上で一般質問を終了いたします。

日程第7 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件

日程第8 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件

日程第9 議案第3号 令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件

日程第10 議案第4号 令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件

日程第11 議案第5号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件

日程第12 議案第6号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件

○議長（黒沢龍己） 日程第7、議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件から、日程第12、議案第6号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上6件を一括議題といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件から、日程第12、議案第6号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上6件を一括して議題といたします。

これより議案第1号から議案第6号までに対する質疑を行います。通告がございませんので、以上で質疑を終了いたします。

これより議案第1号から議案第6号までに対する討論を行います。通告がございませんので、以上で討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 閉会中調査の件

○議長（黒沢龍己） 日程第13、閉会中調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（黒沢龍己） 広域連合長から発言の申し出がありますので発言を許可します。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切にご決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会でご審議いただいた、令和6年度および7年度の保険料率については、被保険者数の増加など、さまざまな要因により引き上げとなりましたが、納付いただいた保険料については、各種保険給付の財源とするほか、被保険者の健康の保持・増進や医療費の適正化など、高齢者保健事業の財源としても活用し、充実を図るものであります。

このような趣旨を被保険者の皆様にご理解をいただけるよう、丁寧な説明と周知に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、なお一層のご協力をたまわりますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

閉 会

○議長（黒沢龍己） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで令和6年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時30分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会副議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員